

参考資料 2 法令上のいじめと社会通念上のいじめ

「いじめ」が大きな社会問題となるたびに、いじめの捉え方の課題を踏まえて、その定義が広範囲なものに修正されている。

現在は、下図の通り「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当すると法令等で定義されている。

その意図は、【いじめを苦にして自ら命を絶つような事案を二度と起こさない】ためにすべての教職員が、**そういう意識をもって、初期段階でいじめ（の兆候）に気付き、初期対応を適切に行うことが極めて重要である**、というところにある。

